一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金 Q&A (2025 年 4 月 22 日時点)

| No. | 質問 | 回答 |
|------|--|--|
| A制度 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| A-1 | どのような制度か。 | エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業が 省エネルギー設備等を導入し、エネルギー使用量を低減しつつ生産性向上を図る ことで脱炭素化を促進することを目的と した補助制度です。 |
| B 補助 | 対象者 | |
| B-1 | 本社の所在地は一宮市内だが、市外の 工場で省エネ設備等を導入・更新する 場合は対象となるか。 | 省エネ設備等を導入・更新する事業所が一 宮市内に所在しない場合は補助対象外で す。 |
| B-2 | 本社の所在地は一宮市外だが、一宮市 内の工場へ省エネ設備等を導入・更新 する場合は対象となるか。 | 省エネ設備等を導入・更新する工場が一宮 市内であれば補助対象になります。 |
| B-3 | 一宮市外の A 工場にある設備を更新 し、一宮市内の B 工場に移設し設置 する場合は対象となるか。 | 同一事業所内での設備更新が対象です。 |
| B-4 | みなし大企業の子会社は補助対象か。 | みなし大企業自体は補助対象外ですが、み なし大企業の子会社や孫会社は補助対象 となります。 |
| C省工 | - ネ診断 | |
| C-1 | 過去に省エネ診断を実施したが、再 度実施をする必要があるか | 交付申請日前の3年以内に診断を受けた 省エネ診断まで有効です。 |
| C-2 | 省エネ診断の手配はどのように行えばよいか。 | ①一般財団法人省エネルギーセンターが 実施する「省エネ最適化診断」 【https://www.shindan- net.jp/service/shindan 問合せ先 ②03-5439-9732】 ②一般社団法人環境共創イニシアチブが 実施する「省エネ診断」(ウォークスルー診断、IT診断) 【http://shoeneshindan.jp 問合せ先 ②0570-000-680】 ③一般社団法人環境共創イニシアチブが |

| | | 実施する「省エネ診断」の登録事業者に |
|-----|------------------------|---------------------------------|
| | | よる省工ネ診断 |
| | | [http://shoeneshindan.jp] |
| | | ④愛知県が実施する「伴走型省エネ診 |
| | | |
| | | 断」 |
| | | が対象です。 |
| | | 手配は、各実施主体に直接お問い合わせ |
| | | の上、お申込みください。 |
| C-3 | 省エネ診断の受診は、申込からどれ | 各実施主体に直接お問い合わせくださ |
| | くらいでできるのか。 | V'o |
| C-4 | 省エネ診断の実施範囲はどこまで診 | 事業所全体又は更新する設備単位での診 |
| | 断をする必要があるか。 | 断が必要です。 |
| C-5 | 提出する省エネ診断報告書は市で書 | 報告書の書式は任意です。ただし、以下 |
| | 式があるか。 | の点が報告書に記載されている必要があ |
| | | ります。 |
| | | (1)年間のエネルギー使用量及び年間の温 |
| | | 室効果ガス排出量 |
| | | (2)エネルギー使用量及び温室効果ガス排 |
| | | 出量の削減に資する措置の内容 |
| | | (3)年間のエネルギー削減量、年間の温室 |
| | | 効果ガス削減量及び年間エネルギーコス |
| | | ト削減額 |
| C-6 | 民間事業者が実施する省エネ診断は | 一般社団法人環境共創イニシアチブが実 |
| | 対象となるか。 | 施する「省エネ診断」の登録事業者によ |
| | | る省エネ診断であれば対象になります。 |
| C-7 | 空調設備の更新で補助金の申請をし | 各実施主体に直接お問い合わせくださ |
| | たい場合、省エネ診断にて空調設備 | l V |
| | の更新の提案を受ける必要があると | (一財) 省エネルギーセンター |
| | 思うが、提案内容をあらかじめ希望 | ☎03-5439-9732(※4/15受付開始) |
| | することは可能か。 | (一社)環境共創イニシアチブ |
| | , <u> </u> | ≅ 0570-000-680 |
| | | 【参考】 |
| | | (一財) 省エネルギーセンター「省エネ |
| | | 最適化診断」 |
| | | 取過に影響] 申込書「特に診断を希望される内容」欄に |
| | | |
| | | 希望する設備を記載することが出来ます。 |

| _ | | |
|------|---------------------|---|
| C-8 | あらかじめ更新を予定する機種や型 | 各実施主体に直接お問い合わせくださ |
| | 式が決まっている場合、省エネ診断 | V. |
| | の提案内容を指定することは可能 | (一財) 省エネルギーセンター |
| | カゝ。 | ☎03-5439-9732(※4/15受付開始) |
| | | (一社) 環境共創イニシアチブ |
| | | 2 0570-000-680 |
| D 補助 | 対象設備 | |
| D-1 | 省エネ診断の改善案に記載のない省 | 対象外です。 |
| | エネを図る設備を導入したいが、対象 | |
| | となるか。 | |
| D-2 | 省エネ診断の提案書には、型番○○設 | 原則、提案書に記載された設備の導入が対 |
| | 備を導入と記載があるが、同等の機能 | 象となります。 |
| | を有する別の型番△△設備を導入す | ただし、型番が異なるが提案書の設備と同 |
| | ることも対象となるか。 | 等もしくはそれ以上の省エネ性能を有す |
| | | ると確認できる場合は対象となります。 |
| D-3 | LED照明設備からLED照明設備への更 | 省エネ診断において、年間のエネルギー使 |
| | 新でも補助対象になりえるか。 | 用量の削減に資することが認められ、LED |
| | | 照明からLED照明への更新の提案がなされ |
| | | れば対象になりえます。 |
| D-4 | (1) 省エネルギー設備等導入 を受 | 省エネ診断において、エネルギーマネジメ |
| | ける場合、エネルギーマネジメントシ | ントシステムを導入し、自動制御・最適化 |
| | ステム(EMS)の導入は対象となるか。 | 等を行うことでエネルギー使用量の削減 |
| | | になる提案がなされれば対象となりえま |
| | | す。 |
| E補助 | 対象経費 | |
| E-1 | 省エネ診断に係る費用は対象となる | 対象外です。 |
| | カゝ。 | |
| E-2 | 愛知県から当該事業に係る他の補助 | 補助対象設備及び工事に対して、国庫補助 |
| | 金の交付を受けたが、対象になるか。 | 金及び他の自治体からの補助金、一宮市か |
| | | ら他の補助金の交付を受けている場合は、 |
| | | 対象外です。 |
| E-3 | リースの場合は対象となるか。 | リースの場合は、初年度費用のみが補助対 |
| | | 象経費となります。なお、同補助事業は、 |
| | | 2026年1月31日までの間に完了する事業で |
| | | ある必要があるため、リース費用の支払に |
| | | ついては同日までの支払分が対象となり |
| | | 1101 11. 01 1 2 2 4 2 2 4 2 7 4 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 8 7 5 1 |

| | | ます。 |
|-----|---|---------------------------------------|
| E-4 | (1) 省エネルギー設備等導入 を受 | 本 ⁹ 。 補助対象設備の購入及び設置に要する費 |
| L-4 | , | |
| | ける場合、補助対象経費として記載さ | 用を「設備費」としています。そのため、 |
| | れている「設備費」には、工事費用は | 設置に直接関係する工事費については補 |
| | 含まれるか。 | 助対象経費に含まれます。 |
| E-5 | (1) 省エネルギー設備等導入 を受 | 補助対象経費は、「設備費」、「設計に要 |
| | ける場合の補助対象経費について詳 | する費用」、「既存の設備(補助対象設備 |
| | しく教えてほしい。 | に係る既存の設備に限る。) の撤去に要す |
| | | る費用」となっています。 |
| | | 補助対象外となる主な経費は以下のもの |
| | | を想定しています。 |
| | | ・省エネ診断に係る費用 |
| | | ・省エネ診断の改善案に記載のない設備 |
| | | の導入、更新に係る費用 |
| | | ・導入、更新する設備と用途の異なる既存 |
| | | 設備の撤去及び処分に係る費用 |
| | | ・建物の補強等、事業所の増改築に要する |
| | | 費用 |
| | | ・家賃、光熱費、人件費、交通費、食糧費 |
| | | 等の設備に直接関係のない費用 |
| | | ・消費税及び地方消費税 |
| F交付 | 申請 | |
| F-1 | (1) 省エネルギー設備等導入 を受 | 一般的な交付申請までのながれを記載し |
| | ける場合、交付申請するタイミングは | ます。 |
| | いつになるか。 | ①省エネ診断の申込(申請前3年以内に受 |
| | | 診をしていない場合) |
| | | ②省エネ診断の受診 |
| | | ③省エネ診断の報告書の受領 |
| | | ④省エネ診断の報告書に基づき、設備更新 |
| | | の検討・見積を取得 |
| | | ⑤交付申請(工事請負契約の締結日若しく |
| | | は注文請書の発行日予定日の14日前まで) |
| | | ⑥交付決定(交付申請の受付後、およそ14 |
| | | 日以内に審査を行い、交付決定通知書を送 |
| | | 付します。) |
| | | 切しまり。) ⑦事業着手(工事請負契約締結・着工) |
| | | 少尹未有ナ (工尹胡貝矢約柿栢・有工) |

F-2 交付決定前に着手(工事請負契約の締結) したいが、認められないか。

交付申請を行った場合は、工期等のやむ得ない理由がある場合に限り、交付決定前に着手することが可能です。希望される場合は、交付決定前着手届の提出(電子申請可)をしてください。ただし、審査の結果交付決定がおりない場合がありますのでご留意ください。